

## ⇩ 取締役から監査役になった際の退職給与

**Q** : このたび、当社の取締役が、監査役に就任しましたので、退職金を支給することとしました。

職務内容が変わるだけで、現実には退職しないのですが、税務上、退職金として認められるのでしょうか？

**A** : 役員の方掌変更に伴う退職金は、一定の要件に該当する場合に限り、退職金として取り扱うことができます。

### 【解説】

法人税法では、退職給与とは、実際に退職したものに対し、退職を基因として、臨時的に支給される給与をいいます。

したがって原則として、退職が要件となるのですが、たとえば次のような事実があり、役員の方掌変更などによって、役員の方掌や職務の内容が激変した場合には、現実には退職しない場合であっても、役員退職給与として取り扱うことができるとされています。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと  
(非常勤であっても代表権があるものは除く)
- ② 取締役が監査役になったこと  
(税務上役員とみなされる大株主を除く)
- ③ 役員報酬が概ね50%以上減少したこと

なお、これらの場合であっても、その役員が実質的にその法人の経営上、主要な地位を占めているときは、役員退職給与として扱うことはできません。

したがって、御社の場合、上記の要件を満たしていれば、退職金として取り扱うことができます。

